

# 一般社団法人たかはるコミュニティベースト定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人たかはるコミュニティベーストと称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を青森県南津軽郡藤崎町に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、福祉の発展と普及を基盤とし、地域で暮らす人々が、障害や立場に関係なく、お互いを思いやり、人として尊重され、自信を持って生きていくことができるよう、地域支え合いの仕組みづくりに向けて活動を行い、もって活力のある共生社会の実現に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- 2．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- 3．障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- 4．介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- 5．地域の人々の情報交換・交流の場の提供などを通じた地域力を育むまちづくり推進事業
- 6．前各号に掲げる事業に附帯又は関連する一切の事業

### (公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### (機関構成)

第5条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第60条第2項に定める機関を置かない。

## 第2章 会員

(会員の構成)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法人法上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入 社)

第7条 正会員又は賛助会員として入社しようとする者は、当法人所定の入社申込書により申し込み、社員総会の承認を受けなければならない。その承認があったときに、正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。本条の会費は、法人法第27条に規定する経費とする。

賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(社員名簿)

第9条 当法人は、正会員及び賛助会員の氏名又は名称及び住所を記載した「正会員・賛助会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「正会員・賛助会員名簿」をもって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

当法人の正会員及び賛助会員に対する通知又は催告は、「正会員・賛助会員名簿」に記載した住所又は正会員若しくは賛助会員が当法人に通知した居所に宛てて行うものとする。

(退 社)

第10条 会員は、退社の1か月前までに当法人所定の退社届を提出することにより、任意に退社することができる。ただし、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。

### 第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(招集)

第14条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。代表理事に事故又は支障があるときは、理事の過半数の決定によりあらかじめ定めた順位に従い、他の理事が招集する。

社員総会を招集するには、会日の1週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第15条 社員総会は、正会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故又は支障があるときは、理事の過半数の決定によりあらかじめ定めた順位に従い、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第18条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議の省略)

第19条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 正会員は、当法人の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名又は記名押印して、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

#### 第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第22条 当法人の理事の員数は、3名以上5名以内とする。

(理事の資格)

第23条 当法人の理事は、当法人の正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することができる。

(理事の選任の方法)

第24条 当法人の理事の選任は、社員総会において総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第25条 当法人に代表理事1人を置き、理事の互選によって選定するものとする。  
代表理事は、当法人を代表し、会務を総理する。

(理事の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した理事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第27条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第28条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第29条 代表理事は、毎事業年度、計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第30条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日から1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第31条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

## 第6章 解散及び清算

(解散の事由)

第32条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

1. 社員総会の決議
2. 社員が欠けたこと。
3. 合併(合併により当法人が消滅する場合)
4. 破産手続開始の決定
5. 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第33条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、公益社団法人及び公益財団

法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第7章 附 則

(設立時社員の氏名及び住所)

第34条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所	青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字西村井8番地18
設立時社員	高谷和也
住 所	青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字西村井8番地8
設立時社員	高谷哲也

(設立時理事及び代表理事)

第35条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	高谷和也、岩谷健、福士竹志
設立時代表理事	青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字西村井8番地18 高谷和也

(最初の事業年度)

第36条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第37条 この定款に定めのない事項については、全て法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人たかはるコミュニティベースト設立に際し、設立時社員高谷和也及び高谷哲也の定款作成代理人である司法書士法人あおば登記・法務事務所社員太田宜邦は、電磁的記録であるこの定款を作成し、電子署名する。

平成29年4月13日

設立時社員	高谷	和也
設立時社員	高谷	哲也

上記設立時社員の定款作成代理人

青森県弘前市大字早稲田三丁目9番地7  
司法書士法人あおば登記・法務事務所  
社 員 太 田 宜 邦  
(登録番号 法人番号：10-00001)